

報告事項Ⅱ

子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況

1. 平成 28 (2016) 年度において実施または既実施の事業等

	事業等の名称 (事業開始年度) 【当初予算】	根拠となる条例規定 および関連する計画	事業概要	実施機関の評価
1	せんなん子ども会議 2012 (平成 24) 年 11 月 【約 188,000 円】	子どもの権利に関する 条例 第 5 条 ・ 第 8 条 子ども・子育て支援事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小学 5 年生から高校 3 年生までを対象に、毎月 1 回半日程度の会議を開催する ・子どもの権利学習及び、泉南市のまちづくりについて考え、行動する ・事務局や共催課が支援しながら、子どもが考えたイベントやバスツアーを実施する ・年度末に市長報告を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・H24, H25 年度は、子どもの権利についての広報、H26、H27 年度は公園プロジェクトとして 2 年継続の活動を行った。H27 年度は「空き缶ハロウィン」を開催、当年度から大学生サポーターが参加している。 ・H28 は、住宅公園課と共催し公園プロジェクトを継続し、「サザンぴあ子どもアート」を 67 名の参加者と共に開催した
2	泉南市子どもの権利の日 2012 (平成 24) 年度	子どもの権利に関する 条例 第 14 条 ・ 第 15 条	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や子ども施設が 11 月 20 日の「泉南市子どもの権利の日」を意識するよう、市内の保育所(園)、幼稚園、子ども園、小学校、中学校、高等学校等、子ども施設の子どもへの啓発チラシの配布等を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・H27 年度は啓発用のグッズ配布や子ども会議のロゴを作成するなど、身近に感じられる広報の工夫が必要という反省があった ・H28 年度は人権推進課と人権擁護委員の話し合いを経て、子どもの権利に関する条例前文を印刷した用紙を挟んだマスクを全中学生・4 中学校区のフェスタ、子育てフォーラム、市民啓発講座、子育て講座、養育支援会議拡大研修会等で配布した ・啓発グッズを庁内カウンターに設置した ・本庁玄関ロビーで子ども会議の様子

				<p>を DVD で放映した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁市民課電光掲示板に泉南市子どもの権利に関する条例・前文を映した
3	子どもの権利に関する学習と教育 2013 (平成 25)年度 【60,000 円】	子どもの権利に関する条例 第 8 条 ・ 第 10 条	・学校園において毎年作成する人権保育教育推進計画に、子どもの権利学習を位置付け実践する	・年度末には、実施状況を把握するために各学校ヒアリングを実施。年齢に応じた取り組みが必要である
		子どもの権利に関する条例 第 9 条 子ども・子育て支援事業計画	・ファミリーサポートセンター、赤ちゃん教室等を利用して保護者を対象にした子ども(乳幼児)の権利に関する研修を実施する	・就学前の保護者を対象にした子どもの権利についての学習は、継続して実施している ・学童期以降の保護者や市民対象の研修等は計画的な実施が必要である ・職員対象の研修等は計画的な実施が必要である
		子どもの権利に関する条例 第 15 条 ・ 第 16 条	・庁内の全課を対象に条例の研修会を実施(予定)	
		子どもの権利に関する条例 第 15 条	・庁内の全課を対象に条例の説明を実施、事業シートの記入の依頼を行なった	
4	子どもの権利条例委員会 2013 (平成 25)年度 【262,500 円】	子どもの権利に関する条例 第 16 条 子どもの権利条例委員会規則	・条例第 16 条第 1 項の市が行う検証に資するため、条例の運営状況及び条例に基づく事業等の実施状況について、評価、審議その他の検証にあたる	・泉南市子どもの権利に関する条例をどのように施策に活かしていくのか、報告書に基づき全庁的に未実施事業に取り組む必要がある
5	泉南市子どもの権利に関する施策推進本部会 2015 (平成 27)年度	子どもの権利に関する条例 第 15 条 泉南市子どもの権利に関する施策推進本部の設置及び運営に関する規程	・条例に基づいた「子どもにやさしいまち」の形成に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図る	・H27 年度は、2 回の会議を開催し、条例の推進力になるよう推進本部への情報提供を行う ・推進本部会議に基づき、各課への説明会が実施できたことは大きい

6	市民モニター制度 2015(平成27)年度	子どもの権利に関する条例 第8条・第16条 市民モニター制度要項	・条例第16条3項の規定により、権利条例委員会と相互に協力および連携して、条例の運営状況を検証するための活動を行う	・子ども委員以外の子どもや条例委員会の委員以外のおとながモニターになることで、子どもの権利についての理解者が増え、推進する力になる
7	泉南市子どもの権利に関する事業の整理 2015(平成27)年度	子どもの権利に関する条例 第15条	・条例の目的を達成するために、総合的かつ計画的に実施するための事業の把握を行う	・子どもに関する様々な事業と子どもの権利条例との関連を整理することができた

2. 平成28(2016)年度において次年度以降の実施が確実に予定されている事業等

	事業等の名称 (事業開始年度)	根拠となる条例規定 および関連する計画	事業概要	実施機関が期待する効果等
1	子どもワークショップ推進事業 (RE:プログラム「いじめ」ちょっとでもなくしたい) 2015(平成27)年度	子どもの権利に関する条例 第4条・第6条・第8条・第15条	・条例に基づいた「子どもにやさしいまち」の形成に関する事業として行い、子どもの権利学習の内容も盛り込む ・いじめなどの悩み解決に向けていじめのない学校づくり、人と人がつながり合える社会を目指すことを目的とする	・H28年度は市内全中学校で実施した。外部講師だからこそ小学校時代のつらかった思いを話すことができた生徒がいた。生徒が相談しやすい環境について考えるきっかけとなった。
2	キッズカフェ講座 2016(平成28)年度	子どもの権利に関する条例 第4条・第7条・第8条	・子どもが店員になって調理や接客、お店の飾りつけ等を楽しみながら、人との出会いや子ども同士の関係を築けるような活動を行う	・休息と余暇、遊び、学び、文化的な生活に参加し、そのために必要な居場所や環境の提供を受けることができる

3. 平成 28 (2016) 年度において実施未定の事業等

事業等の名称	根拠となる条例規定 および関連する計画
相談と救済についての仕組みの再検討	子どもの権利に関する条例第 6 条
居場所の指針の策定	子どもの権利に関する条例第 7 条
せんなん子ども支援ネットワークの設置	子どもの権利に関する条例第 11 条
安全委員会の設置	子どもの権利に関する条例第 12 条